

## 「次世代の情報セキュリティ政策に関する研究会」開催要綱

### 1 背景・目的

ブロードバンド化の進展により、国民生活や社会経済活動における ICT への依存度が高まる一方で、ICT の安心・安全な利用に対する要求が高まり、情報セキュリティに対する取組はその重要性を増している。

総務省では、これまでも様々な情報セキュリティ政策に取り組み、我が国の安心・安全な情報通信環境の整備を行ってきたところであるが、昨今では、ネットワークを經由したウィルス感染の巧妙化・高度化、あるいは被害の深刻化等が進展している状況とされている。

本研究会では、現状のインターネット等における具体的な脅威を洗い出し、その脅威に起因する情報セキュリティ事案の状況・傾向を明らかにするとともに、将来における ICT 利用環境を想定し、NGN などの多種多様なネットワーク上の脅威に対して必要となる取組など、課題や対策等を抽出し、国際的な連携の在り方等も視野に入れつつ、今後、総務省として取り組むべき情報セキュリティ政策の在り方を検討する。

### 2 名称

本会合は、「次世代の情報セキュリティ政策に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

### 3 主な検討事項

- (1) 現状のインターネット等における具体的な脅威の洗い出し
- (2) 脅威に起因するインシデントの最近の動向と傾向
- (3) 将来のネットワーク環境・利用環境（NGN、IPv6、移動体端末等）における脅威分析と課題抽出
- (4) 今後、取組が求められる情報セキュリティ政策の方向性

### 4 構成員

別紙のとおり

### 5 運営

- (1) 本研究会は、政策統括官（情報通信担当）の研究会とする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。

- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときには、座長に代わって、本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 座長は、上記の他、本会の運営に必要な事項を定める。

#### 6 庶務

本研究会の庶務は、情報通信政策局情報セキュリティ対策室が行う。

#### 7 開催期間

平成19年10月から平成20年6月頃を目処に計9回程度の開催を予定。